

#### (4) 復興物資輸送

今次大震災では建物、インフラ施設等多大な被害を受けた。これらを速やかに復旧し神戸を元の活気のある街に戻すために、復興物資が大量に輸送されることが予想される。これらは一時期に発生すれば被災地域内および被災地へ入る幹線道路において交通がパンクすることが懸念された。

##### ① 復興物資輸送標章の再交付

平成7年6月1日より不正コピー防止のため標章に番号を付けて管理する方式に変更された。標章の切り替えに際し、緊急性の薄れた関連団体（例えばライフラインはほぼ復旧しておりその関連団体）への継続交付は行わず、5月一杯をかけて新しい標章に切り替えるとともに、交付の吟味が行われた。復旧から復興へ変わってきているため、当面（期間限定はせずに）、当標章で復興物資輸送に対応することとされた。

##### ② 復興計画概要

復興輸送を浮き彫りにする復興需要の具体的な姿は未だはっきりとしていない。現状は国、県、市の各々がビジョンを打ち出している段階であり、具体的な実行計画レベルにまで展開されたものはない。ここでは復興輸送の大まかな姿を見ることを目的に、各行政が打ち出したビジョンから復興輸送に関係の深い、建物、住宅などの建築関連、インフラストラクチャーの復旧関連部分等を抜粋するにとどめた。

<参考資料>

－阪神・淡路震災復興戦略ビジョン 都市再生戦略策定懇話会 平成7年3月

－神戸市復興計画ガイドライン 神戸市 平成7年3月27日

－阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策

阪神・淡路復興対策本部 平成7年4月28日

##### a) 復興手順（都市再生戦略策定懇話会より中心に抜粋）

10年間（平成7年度～平成16年度）をもって復興を行う。但し、神戸市の計画によれば平成17年度までとしている。

##### 7) 地震発生直後～ 3ヶ月：緊急復旧事業

- ・震災直後の人命救助

- ・震災直後の救援活動
- ・生活再建（避難所の確保、応急仮設住宅の建設、ライフラインの復旧など）
- ・事業再開（金融支援等）
- ・都市機能の回復（都市交通の復旧等）
- ・復興準備（瓦礫処理等）

イ) 地震発生直後～ 3ヶ年：戦略的復興事業

復興に最も急がれる基盤的な事業を初期3年間に総力傾ける。

ウ) 地震発生直後～10ヶ年：復興促進事業

**b) 段階別復旧・復興施策（神戸市復興計画ガイドラインを中心に抜粋）**

○一時使用住宅の供給

ー応急仮設住宅の建設

神戸市内 25,000戸

神戸市外 10,000戸

ー公的賃貸住宅等の早期・大量供給ー兵庫県「ひょうご住宅復興3カ年計画」、神戸市「神戸市震災復興住宅整備緊急3カ年計画」の早期策定・円滑実施。兵庫県計画：平成7～9年度の3カ年に、125,000戸

○被災者優遇分譲住宅の提供

○住宅の応急修理

○仮設教室の建設

○臨時保育所等の建設

○仮設児童館の建設

○中小企業の工場再建

○仮設賃貸工場の建設（第1・2次募集）：170戸（300社程度入居可能）

○市場・商店街の再建

○阪神高速道路 3号神戸線 市内全線不通

5号湾岸線 魚崎浜以東暫定開通

○橋梁 六甲大橋、神戸大橋等

○瓦礫等撤去および処分

c) 重点復興地域

7) 建築基準法第84条区域指定(図1-19)

- |           |       |
|-----------|-------|
| 1) 森南     | 約18ha |
| 2) 六甲道駅周辺 | 約28ha |
| 3) 松本周辺   | 約22ha |
| 4) 御菅     | 約30ha |
| 5) 新長田駅周辺 | 約89ha |
| 6) 三宮周辺   | 約85ha |

※ 第84条(被災市街地における建築制限)

特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画または土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、または禁止することができる。

2. 特定行政庁は、建設大臣の承認を得た場合においては、更に一月をこえない範囲内において前項の期間を延長することができる。

イ) 震災復興緊急整備条例の制定

- ・震災復興促進区域の指定 (約5,887ha 2/16指定)
- ・重点復興地域の指定 (約1,225ha、24地域、3/17)

ウ) 5地区(第84条区域で三宮除く)における都市計画決定(3/17決定)



図1-19 重点復興地域